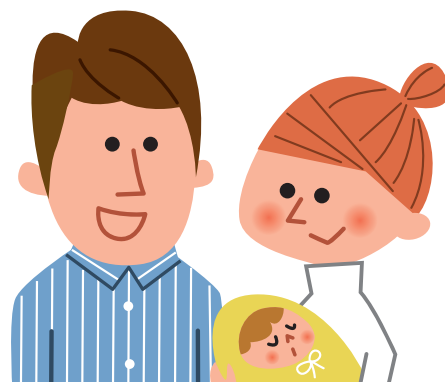


令和4年民法(親子法制)改正

無戸籍者問題の解消と 児童虐待の防止のために

- 無戸籍者問題を解消する観点から、
嫡出推定制度が新しくなりました。
- 児童虐待を防止する観点から、
親権者が守るべき義務が明確になりました。



○ 無戸籍者問題を解消する観点からの見直し

令和6年4月1日から施行されており、原則として、令和6年4月1日以後に生まれた子に適用されます。

ただし、**令和6年4月1日から1年間に限り、令和6年4月1日より前に生まれた子やその母も、嫡出否認の訴えを提起できます。**

○ 児童虐待を防止する観点からの見直し

令和4年12月16日から施行されています。



令和4年12月に、親子法制の見直しを内容とする
「民法等の一部を改正する法律」が成立し、公布されました。
今回の改正は、いわゆる無戸籍者問題の解消と児童虐待の防止のため、
子の利益を保護する観点から、
民法上の親子関係に関するルールを見直すものです。

● いわゆる無戸籍者問題とは？

無戸籍者問題とは、子の出生の届出をしなければならない方が、何らかの理由によって出生の届出をしないために、戸籍に記載されない子が存在するという問題です。

戸籍がないと、住民票やパスポートは、原則としてつくられません（一定の要件を満たしていれば、つくられる場合があります。）。

また、資格を取得するために必要な戸籍の証明をすることができないことや、親の遺産を相続する場合に、親子の証明ができないことがあります。

● 施行日前に生まれた子への改正法の適用について

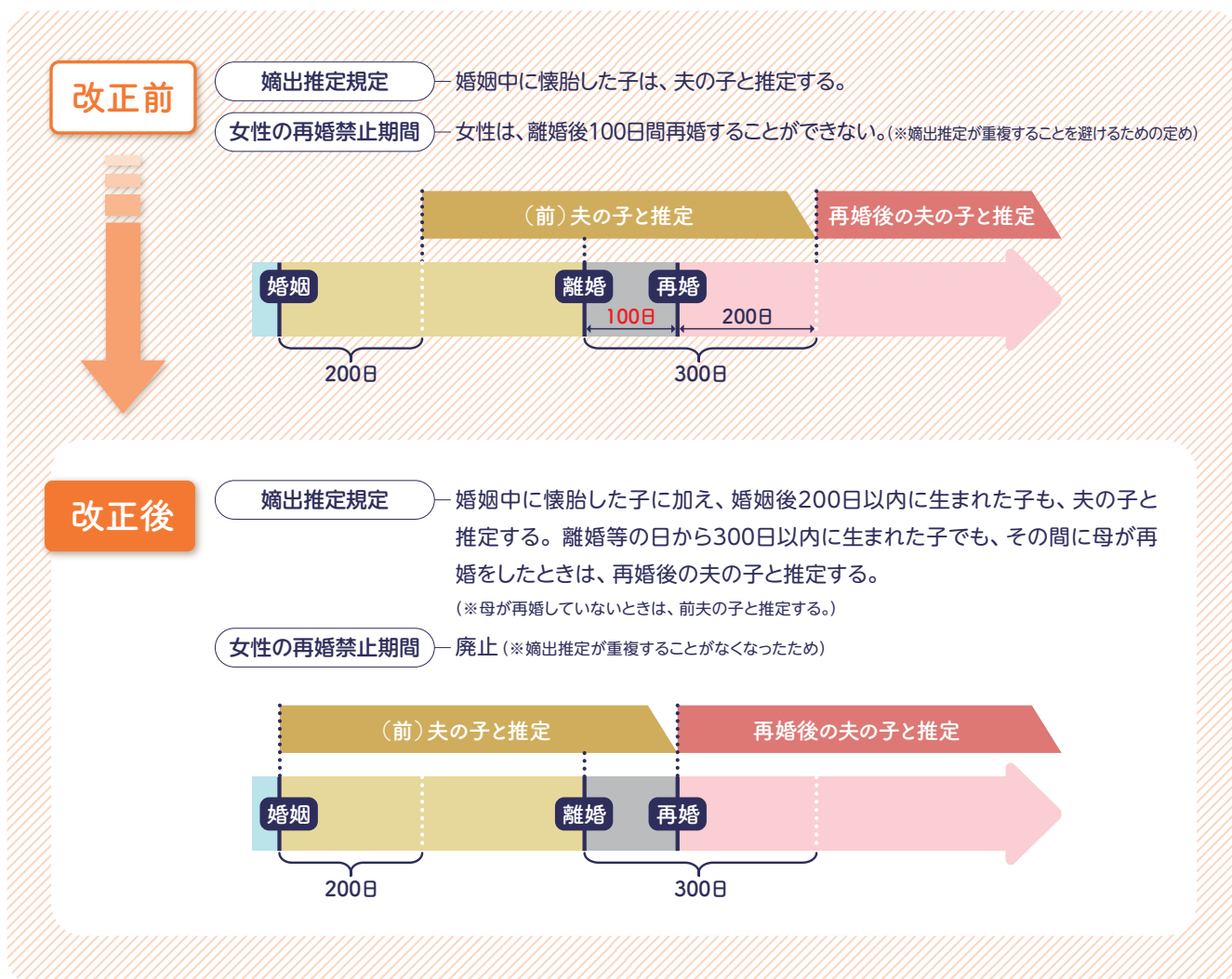
改正法のうち、嫡出推定規定の見直しと女性の再婚禁止期間の廃止、嫡出否認制度の見直し、認知無効の訴えの規律の見直しに関する規定は、原則として令和6年4月1日以後に生まれた子に適用され、令和6年4月1日より前に生まれた子には、改正前の規定が適用されます。

しかし、改正法の施行前から存在している無戸籍者の救済を図るため、令和6年4月1日より前に生まれた子についても、令和6年4月1日から1年間に限り、令和6年4月1日より前に生まれた子やその母が、嫡出否認の訴え（詳細はP.3やP.6をご覧ください。）を提起できることとされています。

1 嫡出推定規定の見直し・女性の再婚禁止期間の廃止

ポイント① 離婚等の日から300日以内に子が生まれた場合で、母が再婚した後に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定することとされました。

ポイント② 女性の再婚禁止期間が廃止されました。



Q&A

Q 嫡出推定制度とは、どのような制度ですか。

A 生まれた子の父が誰であるかを法律上早期に確定させ、子の利益を図るための制度です。

Q どうして、嫡出推定規定が見直されたのですか。

A 改正前の嫡出推定規定では、離婚等の日から300日以内に前夫以外の者との間の子を出産した女性が、その子が前夫の子と扱われることを避けるために出生届の提出をためらうという事態が生じており、それが無戸籍者の生じる一因であるとの指摘があったためです。

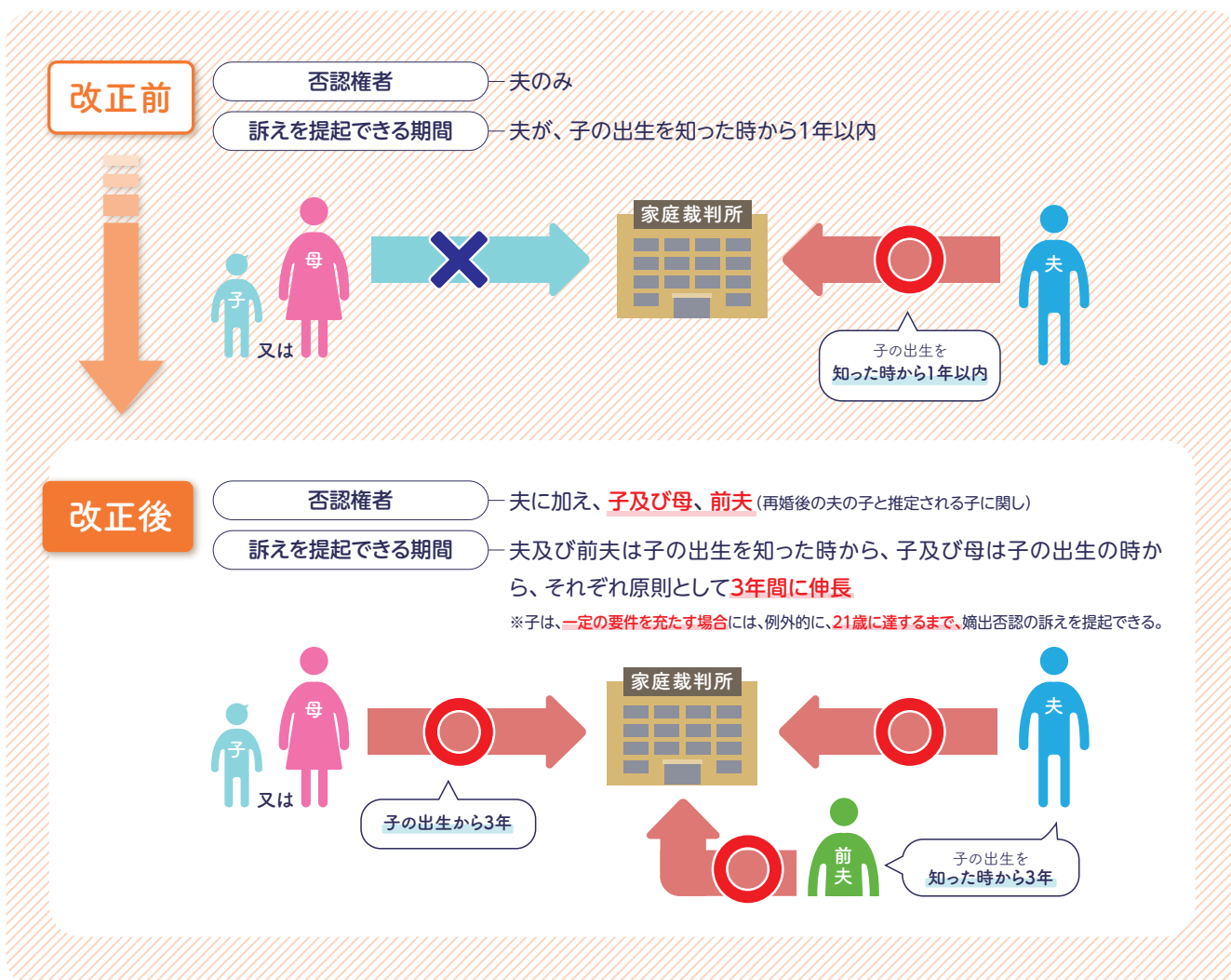
Q どうして、女性の再婚禁止期間が廃止されたのですか。

A 女性の再婚禁止期間は、前夫の嫡出推定と再婚後の夫の嫡出推定との重複により父が定まらない事態を回避するための規律でしたが、改正法の嫡出推定規定では、そのような事態は生じず、女性の再婚禁止期間を設ける必要がなくなったためです。

2 嫡出否認制度の見直し

ポイント① これまでは夫のみに認められていた嫡出否認権を、子及び母にも認めることとしました。

ポイント② 嫡出否認の訴えを提起できる期間が、1年から原則として3年に延長されました。



Q&A

Q どうして、嫡出否認権を、子や母にも認めることとされたのですか。

A 改正前の民法では、生物学上の父子関係がない場合でも、子や母が自らの判断で否認することができず、そこで、母は子が夫の子と扱われることを避けるために出生届を提出しないことがあり、このことが無戸籍者の生じる一因であるとの指摘があったためです。

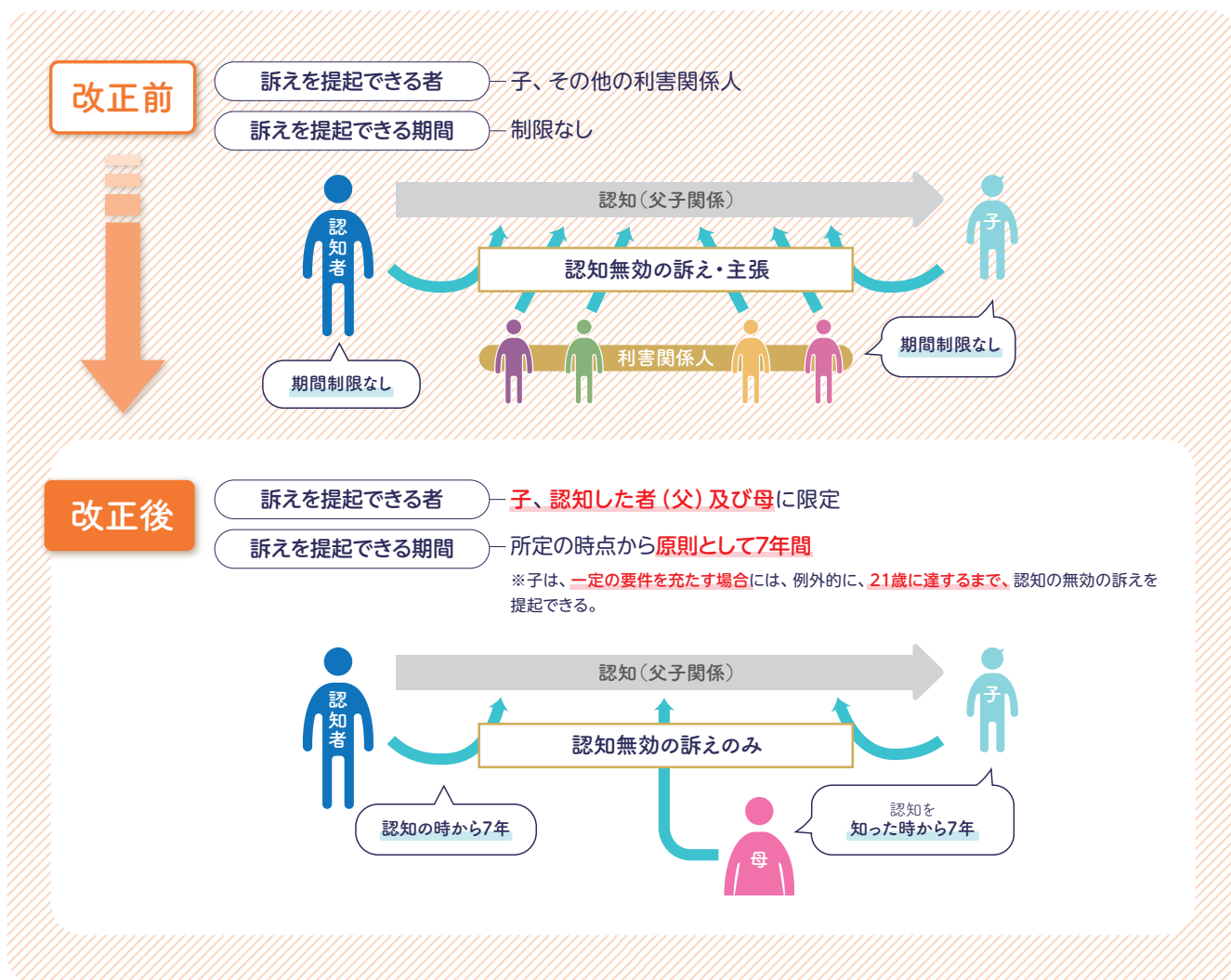
Q どうして、嫡出否認の訴えを提起できる期間が原則として3年に伸長されたのですか。

A 子の利益を保護する観点からは、長期間にわたって子の身分関係が不安定になることは望ましくないといえますが、他方で、法律上の父子関係の存否を左右する嫡出否認権行使の是非について、嫡出否認権者において適切に判断するための機会を広く確保することも重要と考えられたためです。

3 認知無効の訴えの規律の見直し

ポイント① 血縁関係がないことを理由とした認知の無効の訴えにつき、訴えを提起できる者が、子、認知をした者（父）及び母に限定されました。

ポイント② 血縁関係がないことを理由とした認知の無効の訴えを提起できる期間が、所定の時点から原則として7年間とされました。



Q&A

Q どうして、認知の無効の訴えを提起できる者が、子、認知をした者（父）及び母に限定されたのですか。

A 改正前の民法では、父子関係の当事者及びそれに準じる立場にある母が認知を有効なものとする意思を有している場合でも、利害関係人が、それらの意思に反して認知の無効の訴えを提起できてしまい、このような規律は相当とはいえないとの指摘があったためです。

Q どうして、認知の無効の訴えを提起できる期間が、原則として7年間とされたのですか。

A 婚姻中の父母から生まれた子については、嫡出推定制度により父子関係を争うことができる者及び期間が厳格に制限されているにもかかわらず、婚姻していない父母から生まれた子については、認知の無効の訴えを提起できる者及びその期間に何らの制限も設けられず、両者の取扱いの均衡を失するものであるとの指摘があったためです。

4 懲戒権に関する規定等の見直し

ポイント① 懲戒権に関する規定が削除されました。

ポイント② 子の監護及び教育における親権者の行為規範が明記されました。



Q&A

Q どうして、懲戒権に関する規定が削除されるとともに、親権者の行為規範を明記することとされたのですか。

A 児童虐待の防止を図るためです。懲戒権に関する規定は、児童虐待等を正当化する口実に利用されているとの指摘がされていたことを踏まえて削除することとされました。そして、親権者の監護教育権が「子の利益のために」行使されるべきものであるとの規律をより具体化・明確化するため、子の監護及び教育における親権者の行為規範を明記することとされました。

Q 懲戒権に関する規定を削除することで、正当なしつけもできなくなってしまいますか。

A 懲戒権に関する規定が削除されても、親権者は、民法第820条が定める子の利益のためにする監護及び教育として、子に対して社会的に許容される正当なしつけをすることができます。

もっと詳しく知りたい方へ

改正法や無戸籍者が戸籍を作るための手続などの詳細については、法務省のホームページに掲載しています。

○ 民法等の一部を改正する法律について

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00315.htm



○ 無戸籍でお困りの方へ

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html



相談希望の方へ

○ 無戸籍について

無戸籍相談窓口、全国の法務局・地方法務局及びその支局（→連絡先については、背表紙の窓口一覧をご覧ください。）にご相談ください。また、全国の弁護士会においても相談を受けています。

○ 児童虐待について

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」にご連絡ください（※一部のIP電話からはつながりません。）。

虐待かと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。児童相談所虐待対応ダイヤル「189」にかけるとお近くの児童相談所につながります。通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

具体的な手続を考えている方へ

○ 嫡出否認の訴えについて

嫡出否認の訴えを提起するには、まず、家庭裁判所に嫡出否認の調停を申し立てる必要があります。具体的な手続については、最寄りの家庭裁判所にご相談いただくか、裁判所のホームページ（https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_07_15/index.html）、法務省作成のパンフレット（「無戸籍の方の戸籍をつくるための手引書」）などをご覧ください。

○ 認知の無効の訴えについて

認知の無効の訴えを提起するには、まず、家庭裁判所に認知の無効の調停を申し立てる必要があります。具体的な手続については、最寄りの家庭裁判所にご相談ください。

無戸籍相談窓口一覧

「無戸籍の相談のことで」とお伝えください

		電話番号	所在地
北海道	札幌法務局	011(709)2311	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎
	函館地方法務局	0138(23)9526	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎
	旭川地方法務局	0166(38)1165	旭川市宮前1条3-3-15 旭川合同庁舎
	釧路地方法務局	0154(31)5015	釧路市幸町10-3 釧路合同庁舎
東北	仙台法務局	022(225)5611	仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎
	福島地方法務局	024(534)1933	福島市霞町1-46 福島合同庁舎
	山形地方法務局	023(625)1617	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎
	盛岡地方法務局	019(624)1141	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎
	秋田地方法務局	018(862)6531	秋田市山王7-1-3
関東 甲信越静	青森地方法務局	017(776)9021	青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎
	東京法務局	03(5213)1344	東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
	横浜地方法務局	045(641)7461	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
	さいたま地方法務局	048(851)1000	さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎
	千葉地方法務局	043(302)1316	千葉市中央区中央港1-11-3
	水戸地方法務局	029(227)9911	水戸市北見町1-1 水戸法務総合庁舎
	宇都宮地方法務局	028(623)0921	宇都宮市小幡2-1-11
	前橋地方法務局	027(221)4420	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎
	静岡地方法務局	054(254)3555	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎
	甲府地方法務局	055(252)7176	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎
中部	長野地方法務局	026(235)6629	長野市大字長野旭町1108
	新潟地方法務局	025(222)1565	新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎
	名古屋法務局	052(952)8130	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館
	津地方法務局	059(228)4192	津市丸之内26-8 津合同庁舎
	岐阜地方法務局	058(245)3181	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎
	福井地方法務局	0776(22)4344	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎
近畿	金沢地方法務局	076(292)7829	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎
	富山地方法務局	076(441)0550	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎
	大阪法務局	06(6942)9459	大阪市中央区大手町3-1-41 大手前合同庁舎
	京都地方法務局	075(231)0131	京都市上京区荒神口通河原町東入上生州町197
	神戸地方法務局	078(392)1821	神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎
中国	奈良地方法務局	0742(23)5534	奈良市高畑町552
	大津地方法務局	077(522)4671	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎
	和歌山地方法務局	073(422)5131	和歌山市2番丁3 和歌山地方合同庁舎
	広島法務局	082(228)5765	広島市中区上八丁堀6-30
四国	山口地方法務局	083(922)2295	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館
	岡山地方法務局	086(224)5659	岡山市北区南方1-3-58
	鳥取地方法務局	0857(22)2260	鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎
	松江地方法務局	0852(32)4230	松江市東朝日町192-3
九州・ 沖縄	高松法務局	087(821)6191	高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎
	徳島地方法務局	088(622)4824	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎
	高知地方法務局	088(822)3331	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎
	松山地方法務局	089(932)5712	松山市宮田町188-6 松山地方合同庁舎
九州・ 沖縄	福岡法務局	092(721)9334	福岡市中央区舞鶴3-5-25
	佐賀地方法務局	0952(26)2185	佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎
	長崎地方法務局	095(820)5953	長崎市万才町8-16
	大分地方法務局	097(532)3347	大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎
	熊本地方法務局	096(364)2182	熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎
	鹿児島地方法務局	099(219)2105	鹿児島市山下町13-10
	宮崎地方法務局	0985(22)5250	宮崎市別府町1-1 宮崎法務総合庁舎
那覇地方法務局	098(854)7953	那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	

上記以外にも相談窓口があります。詳しくは、上記お近くの無戸籍相談窓口にお問合せください。

受付時間：平日 8：30～17：15